

更別村ふるさと創生基金事業助成基準

平成 26 年 4 月 25 日制定

平成 27 年 6 月 18 日改正

1. 要綱第 3 条関係（助成対象者）

ア) 「事業開始までに住所を有するもの」は、助成金実績報告書提出までに更別村に住所を有することをいう。

2. 要綱第 5 条関係（事業の期間）

ア) 村長が特に認める理由とは、次のとおりとする。

- ① やむを得ない理由により翌年度まで延長される事業（12 ヶ月以内）
- ② 前年度から継続され当該年度で完了する事業（12 ヶ月以内）
- ③ その他村長が特に認める場合

3. 要綱第 9 条（助成金の交付）

ア) 助成金申請時の添付書類は、次のとおりとする。

- ① 事業計画書
- ② 資金計画書
- ③ 対象事業の概要（第 4 条第 1 項第 3 号、第 4 号）
- ④ 納税証明書（法人の場合は、代表者）
- ⑤ その他、村長が特に必要とする書類

イ) 実績報告時の添付書類は、次のとおりとする。

- ① 事業報告書
- ② 事業費領収書
- ③ その他、村長が特に必要とする書類

4. 要綱第 12 条（運営委員会の設置）

ア) 運営委員会は、企画政策課長、産業課長、住民生活課長、教育次長で構成するものとし、事務局を企画政策課に置くものとする。また、必要に応じて、関係機関から意見を聞くことができるものとする。

イ) 事業の推進を図るため、広報等を活用した宣伝普及活動を積極的に進めるものとする。